

# いわて中部ネット だより

※ 医療と介護の実効性のある連携が求められています！

テーマ：介護報酬算定にいわて中部ネットを活かして行きましょう。

## 1 退院時情報提供加算

### 加算新設の目的

入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について新たに評価する区分を設ける。

### 対象施設区分

介護老人福祉施設、介護医療院



### 算定要件

<b>退所時情報提供加算（Ⅰ）</b> 入所者が居宅へ退所した場合	居宅へ入所する入所者について、退院後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入居者の診療情報、 <b>心身の状況</b> 、 <b>生活歴等</b> (※算定要件への追加)を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。	500単位/回
<b>退所時情報提供加算（Ⅱ）</b> 入所者が医療機関へ退所した場合	上記の要件の「居宅」を「医療機関」へ読み替える	250単位/回

## 2 退所時栄養情報連携加算

### 加算新設の目的

介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする。

### 対象施設区分

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

### 算定要件

対象者 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者	主な算定要件 管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。	70単位/回
--	--	--------



加算の区分	改定前	改定後
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※1）入院日以前の情報提供を含む。 ※2）営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
	200単位／月	250単位／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※）営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
	100単位／月	200単位／月

- 特養や老健などの介護施設に「協力医療機関連携加算」が新設されました。  
介護施設が平時から実効性のある医療機関との連携体制を構築するよう求めており、2027年度から全ての介護施設に義務付けられます。

### システムの対応が必要な算定要件の一部

算定要件の1つに「地域医療情報連携ネットワークに参加し、介護施設の医師らが記録した入所者の情報などを確認できる場合」とされており、いわて中部ネットでは、介護システムから入所者の情報の取り込みが可能となるよう検討(※)しています。

※日本全国の介護システムは国の主導による標準化が進んでいないので各社それぞれの規格・仕様となっており、入所者の情報の取り込みを難しくしています。

また、国のLIFEへの情報取り込みは3カ月毎であるのに対して、今回の改定では「1カ月に1回以上記録」とされています。

### いわて中部ネットを使うメリット

概ね月1回（年間12回）の、定期的な会議（オンライン可）を開催しなければなりません。要件を満たせば、最低年3回行えば差し支えないとされています。

